

西川喜久子氏の書評に答える

——『太平天国革命の歴史と思想』
にたいする——

小 島 晉 治

本誌38巻4號に拙著『太平天国革命の歴史と思想』について、西川喜久子氏の紹介・批評が掲載された。一讀して始めから終いまで、承服し難いてんがおびただしくあるので、この一文を草した。

以下氏の行文に則しつつ、思う所をのべたい。なお引用文獻に附した傍點は筆者（小島）による。まず冒頭、氏は「本書は小島氏が過去二十年間に發表された、太平天国を中心とする諸論文を集めたもの」とし、つづけて「ただし、既發表の論文のすべてではなく、『太平天国の思想』（講座近代アジア思想史）Ⅰ 弘文堂、一九六〇年）及び『太平天国』（『世界歴史』11 筑摩書房、一九六一年）は本書に收録されていない」と書いている。

だが私は、本書「まえがき」の最初の部分に、はつきりこう書いている。

「ここ十二、三年の間に書いたものに、最低限必要と考えたものを若干書き加えて……『太平天国革命の歴史と思想』という書名で

出版することに同意した」と。いづれ總括するが、一九六〇年なかば以前に書いたもの、とくに「太平天国の思想」は、上帝教と地上の革命との結びつきにかんし、史料上、また史料を解釋する上での重大な制約下に書かれたもので、「十二、三年間に書いたもの」としたのはそれなりの理由があるからだ。それを勝手に「過去二十年間に……」と曲解し、二十年前に書いたものと、この書に收めたものとのちがいを總括して明示していないことを以て、「研究者のとるべき態度」をうんぬんされたのでは、たまったものではない。ただし本書には例外的に、一九五九年に『歴史評論』に書いた、當時の中國における研究動向を紹介した文章一篇を収めている。これは中國での太平天国研究を歴史的にふりかえるのに有効と考えたからであるが、氏が敢てしたような「曲解」を許さぬためには、この例外について一言ふれておけばよかつたと考えている。

つぎに第一部「農民革命の思想」について、氏が呈した二つの疑問について答えたい。氏は内容を氏なりに要約して紹介したのち、まず次の疑問を呈している。

「まず一般的な問題として、異端宗教結社が『下積みの民衆』を主たる構成員としたといわれ、しかし『民衆を主たる構成員としたことは、かれらが組織の主體であることと同じではない』としているが、一方でまた、民間宗教結社の獨自性が『結社の成員の階層、その生活様式や感情のちがいとしてあらわれる』と述べている。結社の獨自性を規定するものは主としてまず結社の主體であり、主體でない者が獨自性を規定するというのは、どうであらうか」と。

これはまた甚だ見當外れな疑問だ。
まず、「結社の主體」うんぬんにかかわる私の原文をあげる。

『下積み民衆』を主たる構成員とするということは、かれらが組織の主體であること、換言すれば、かれらみずからが、直接、主體的に結合することによって、組織が形成されたことと同じではない。一般的に非日常的な『異兆』ないし能力(多くの場合は呪術による治病など)によって、奇蹟的な權能を、天・上帝・彌勒佛などから賦與せられた(と信じられた)もの、すなわちカリスマの權威に依據して、彼を頂點として形成された」(四三頁)と。

もちろん、そうであるからといって、この組織に民衆の生活に根ざした願望がさまざまに屈折しつつ投影されるのは當然だろう。そうでなければ民間宗教結社が存続、時に擴大し、民衆反亂の組織に轉化するということが自體あり得ない。また私たちが中國の民間宗教結社の研究を、民衆思想、民衆運動の研究として行う意味がないだろう。

西川氏が「結社の獨自性を規定するものは、主としてまず結社の主體であり」という場合の「主體」とは、私のこの文脈でのそれと同じなのかどうか、そのてんを明らかにした上で、それが「結社の獨自性をまず規定する」という氏自身の主張を積極的に展開されたか。

つぎに「結社の獨自性」にかんしてのべた私の原文をあげる。

「かく體制の(顯教)としての地位を與えられた(元代の)白蓮教と、彌勒教・明教と融合しつつ元の苛酷な異民族支配に苦しむ民衆の中にひろがり、やがて韓山童・劉福通の(紅巾の亂)として爆發するに至る白蓮教と、教義の上で差異があったかどうかを明らかにすることはできない。しかし經典にあらわれた教義そのもののちがいであるよりは、その組織の成員の階層のちがいが、これに制約さ

れた組織の在り方や、現實のもろもろの行動のあり方のちがいとしてあらわれたのではないかと思われる」(二〇頁)。つづいてこれを受けて「中國における異端宗教の特質」を要約した部分の第二項にこうしるした。

「第二に、それは太平天国における拜上帝教を例外として、合法的地位をみとめられた宗教が、民衆の中にひろがるにつれ、それはこととなった色合いをもつ獨自の民間宗教ないしその教團として形成された(明教・彌勒教・白蓮教など)。その獨自性は教義そのものよりも、結社の成員の階層、その生活様式や感情のちがいにともづく、組織のあり方や、現實の行動様式のちがいとしてあらわれることが多かった。逆に民衆の間で邪教として形成されたものが、支配的勢力にうけいれられ、體制内で合法的地位を與えられ、さらに支配的地位を占めるに至る場合もみられた(五斗米道→道教の場合。元代における一時期の白蓮教など)。その場合も、その宗教の全體としての性格に一定の變化があらわれたと思われるが、教義自體の質的變化は必ずしも明確ではない」(二〇—二二頁)。

みられるように、第一に民間宗教結社一般の獨自性をべたのではなく、支配勢力に受けいれられ、保護された宗教(A)が民間に流布して異端化する形で存在した宗教、ないしその教團(B)の獨自性をべたものだ。第二にしかもBの獨自性一般ではなく、AにたいするBの獨自性(ちがいといってもよい)についてのべたのだ。これは普通の讀解力をもつ人なら容易に分るはずだ。だが西川氏は全體の文脈から切り離して二重の一般化をやる。まず「(小島は)一方でまた民間宗教結社の獨自性が『結社の成員の階層、その生活様式や感情のちがいとしてあらわれる』とのべている」と、さ

ながら私が民間宗教結社の獨自性一般についてのべたかのように解したのち、さきの拙文中の「その組織の成員の階層のちがい、これに制約された組織の在り方や……」の部分、斷章取義的に取り出して、「結社の」主體でないものが獨自性を規定するというのはどうであらうか」と、甚だ見當はずれな疑問を呈している。それとも、氏はかたや皇族、貴族などを成員とする十四世紀前半の「白蓮堂」と、やがてへ紅巾の亂」として爆發する民間にひろがった「白蓮教」とのあいだに「成員の階層や、生活様式、感情のちがい」にもとづく「組織のあり方や現實の行動様式のちがい」などないと、思っているのだろうか。

さらに氏は、私が上帝教、上帝會をふくむ民間宗教結社一般の獨自性についてのべたと解したのか、「この獨自性は上帝會の成員——小島氏によれば『寒苦』の『客家』ならびに少數民族の貧農——の階層、その生活様式や感情とどのように關連しているのであらうか」と問うている。御自身で答えられたらいかか、と言うはかない。これにつづけて氏は、「第一章と第二章では上帝會の特質についての捉え方が異なっているが、この點は後述する」として、全體の末尾に近い部分で、二十年前に私が書いた「太平天国の思想」以来の上帝會の特質についての私の把握の變化をつぎのように總括している。

「上帝會、上帝教の特質として、禁欲主義の指摘が一貫しているのは、『受命』の意義の強調→『受命』の意義とあわせて統一性、集中性、原理としての開放性の意義の強調と、その都度、重點のおきどころが變つてきている。とくに最後の偶像否定の意義の強調は、太平天国の思想について小島氏が從來書いてこられたものとは

異質の感がつよい」として、私の研究方法への批判につなげている。この部分を含む末段全體については、いづれ答えさせていたたく。また上帝教と革命の關連、とくにその偶像破壊運動の意義についての把握が、本書第一部第二章のような内容に到達するには、曲折した過程があつたことは承認するとして、ここではただ、第一部第一章では、上帝會の特質一般ではなく、その組織上の特質が以後の運動の發展にもつた意義を、他の結社との對比において、いわば平面的のべたのにたいし、第二章では運動の初期の展開過程に則しつつ、上帝會をして上帝會たらしめたものは何か、という問題を論じたもので、位相をことにするテーマなのだ、ということだけを指摘しておきたい。

二

つぎに第二部「太平天国史の諸問題」に寄せられた疑問、批判に順次答えたい。

(一) 第一章「十九世紀中葉における農民闘争と太平天国」にかんして。

まず湖南・湖北兩省におこつた大抗糧暴動に共通する條件として私があげた三項目のうちの第一項にかんし、氏は「土地の生産性が低い山間部ないし邊境地帯であること」と私の論旨を要約したのち、「山間部、邊境地帯という地理的條件によつて、土地所有形態、階級關係を一義的に規定できるものであらうか」と疑問を呈し、「生産性の低い山間部、邊境地帯でも」、例えば桂平縣や廣東省從化縣の增城縣との縣境地帯で、地主の土地所有が進んでいたり、あるいは佃戸の「頑梗、虧租逋課」があることを反證としてあげ、

「土地所有形態、階級關係は土地の生産性の高低のみならず、商品經濟の浸透度、これと關連して農民の副業のあり方に規制される」と書いてある。だが私の原文はこうだ。

「第一點はいづれも山地が多くて、田が少なく、もしくは、土地の生産性が低くて米の自給が不可能であるような山間部ないし邊境に發生している」と。

みられるように無限定に「山間部ないし邊境地帯」といつているのではない。一ですでに示し、またのちにもしばしばそうなのだが、西川氏は筆者が必要不可欠と考えて付與している限定條件を、いともあつさり無視して、筆者の含意とはことなつた内容に變えてしまふ。この個別性を輕視ないし無視して、短絡的に一般化するのが、氏の思考方法の特徴と私は思う。この部分についても、この限定の有無は極めて重要な意味をもっているのだ。「田が少なく」、もしくは「土地の生産性が低くて」「飯米が自給できない」からこそ、これらの地域の直接生産者＝自作、自小作、小作、それに恐らくは郷居手作り地主も、とくに十八世紀以降になると、各地域の條件に應じた商品生産、例えば柔陽の土布、安化、崇陽の茶などの生産や、運輸労働や小行商などの副業に従事し、それによつて獲得する貨幣で飯米を買い、土地税を納める。だからこそ銀價騰貴や浮收をつうじて加重された錢糧が、ここではとりわけ切實な問題になるのだ。この商品生産は、當然こういう地域に固有の階級分化、土地所有關係の變化をもたらしにちがいない。だがこれを檢證するための史料を見出せなかつたので、私は故重田徳氏の研究に依據して、「かかる商品生産の發展は重田氏のいわれる如く、當然家父長制的遺制を掘り崩し、地主・佃戸の對立を顯在化したにちがいない。さきに

あげた同治「崇陽縣志」に「歲に饑饉なからず、故に貧戸逋租なからず」とあるのは、單に天災の故ではないと考えられる」と書くにとどめた。

ついで「郷居地主と思われるものが指導的役割を果している」というこの地域の大抗糧暴動の第三の共通點に關連して、「その條件の一つとして、これらの地域では自作ないし自小作、すなわち賦税をになう零細な直接生産者が、村落内で高い比重を占めていたことがあげられるのではないかと思う。地主・佃戸關係において家父長制的遺制の殘存を必然たらしめているもの、すなわち前者の物質的基礎であるところの生産力の低さは、同時に地主＝佃戸關係＝地主的土地所有の一般的支配的形成を困難にする要因となつたと思われる」と書き、その例證として後述する左宗棠の「賀蕪農あと書簡」と、一九三五年刊『中國經濟年鑑（第二年）』の佃戸、自小作、自作の比率を示す統計表を使った。また平地であつても、「土地の生産性が低い」という條件を共通にもつた地域では、同様な抗糧暴動が起つていることを山東や河南の例で示した。

これにたいし、西川氏はまず「生産性の低い、山間部、邊境地帯でも、たとえば廣西省桂平縣では「縣内近山之田、出於自耕者、惟武平甫里等處而已、山間佃衆田稀、供不及求」（民國重修「桂平縣志」卷二八―二九の誤）とあり、山間部で地主の土地所有が進んでいることを知り得る……」として「山間部、邊境地帯という地理的條件によつて……」と書いている。

これはまた異なることだ。氏はついさきごろ發表された論文「廣西社會と農民の存在形態」（講座中國近現代史Ⅰ）の中で、ここに氏が「生産性の低い」山間部の例としてあげた部分をふくむ同じ

『桂平縣志』卷二九の部分を引き、「これによると山間部即ち縣南都の三都五秀と黔江以北の宜一里・宜二里では、自然條件に恵まれて、土地の生産性が高いので、地主制が發達し、農民は大半が、佃戸である。」と書いている。

三都五秀や宜一里・二里が山中そのものではなく山麓に位置したということはおいても、これは一體どうしたことか。『生産性が、高い』ので「地主制」が一般的であったとわずか二年前に書いたものを、他者を批判する時には「生産性の低い」山地でも地主制が成立し得る根據として使うとは、これが「研究者のとるべき態度」なのだろうか。他者に「研究者のとるべき態度」をあげつらう「研究者」の、「とるべき態度」なのか。

じつさい『桂平縣志』卷二九の記述は、むしろ私の推定を裏づけてくれるものなのだ。つまりここでは山に近い「山居」の方が、しばしば氾濫を起す狭い河川に遠いため、「水患」もなく、「山下出泉常濕不涸。雨則山上流水盡會田中、祁祁半天勝於平原兩日之霖。加以閘堰潤溪之挹漑而無旱患。枯草腐木堆積在山、隨雨墜田。故土深泥腴而無瘠患。因是本微利鉅、勞少功多、勤者爲兩造、怠者一造已足」という土地生産性の高い地域だ。だからこそ「其田多爲富室所有、荷鋤扶耜之倫、大半爲富人之佃」とあるように地主の寄生的土地所有が支配的になり得た。こういう米どころであったが故に、私が「太平天国と農民（一）」（『史潮』93號、一九六五年）で、西川氏がさきの論文でよりくわしく、それぞれのべているように、この地方の商業を支配する廣東商人が「廣東産の綿布、雜貨をかげうりして、收穫期に利子をつけて米を回收していくようなやり方で農民を收奪し、土地をかき集めた」（『太平天国と農民』66頁）。だ

からこの地域には數千畝から一萬畝に及ぶ土地を集中していた大地主（質屋を兼ねるものが多かった）が分る範圍で、十姓内外も存在することになった。しかしこの肥沃な地を耕す佃戸は「江浙地方とことなり、……竹細工、炭焼きなどのほかに副業的な手工業をもたなかった」（同上）こと、また「山間佃衆供不及求」という條件などのために、私がこの論文の中でいい、西川氏もさきの論文でべているように、江浙のそれに比べて、より後進的で苛酷な地主・佃戸關係の下におかれていた。

他方、桂平縣の「陸居」（平地）の地域は「則不然。黔巖兩江面狹岸高、春夏水漲輒溢、早遭將登、洪波忽至、半歲辛勤盡附流湍。或十日不雨則龜裂滿郊。七八月之閒苗益稿矣。故三年之耕恒不足供兩年之食。甚或一年之耕、不能酬一春之種」という生産性の低い（水利灌漑の放棄という人爲的條件を前提にするが）地域だ。だから「地主的土地所有」は一般的支配的には成立し得ず、「故、田不能租。戚父耨而子鋤。夫犁而妻耨」とあるように、家族勞働による自作形態が支配的たらざるを得なかった。こういう地域に住む郷居地主は、かなりの比重で手作り經營に従事せざるを得ないことも、ここから容易に推定できる。「田は俱に自耕なれば貧富甚だし相差わず」というさきの部分につづく記述は、これを示すものだろう。また飯米が自給できないために、氏がさきの論文で引用しているように、「善於因地制宜、患夏潦之侵則播速成之種、苦高阜之旱則植粗難之糧」たり、商品作物としての落花生栽培を行って「以濟稻食之窮」している。この點ではこの「陸居」の地は湖北、湖南の抗糧暴動の起った地域に多分に共通する性格をもっていたと思われる。しかし廣西は湖北、湖南に比べれば賦税の負擔が軽かっただ

け、地主・佃戸への分化というより、富農と雇農という資本主義的な方向への分化の可能性をかねてもっていたように思われる。しかし『縣志』は「其中尤以落花生收入爲盛。始自乾嘉同光之際、種者咸利市三倍。歲時伏臘度支活潑時、出衣租食稅之上。且田俱自耕則貧富不甚相差。平原大隰無兼井之憂、則丘角易於易主。積粟一年即可置產。故出入相友無主僕階級之分」と、むしろ商品生産が、階級分化を抑制する一因となったような書き方をしている、私の推測をこれ以上進めることはできない。

つぎに湖南における土地生産性の低い、山間部の土地所有關係の一端を示す史料としてあげた左宗棠の「師賀蔗農あて書簡」の解釋にたいする氏の批判に答える。

私は左宗棠がアヘン戦争後、豫想し得る「外寇」と「内訌」から身を守るために、山中に『莊』を買うことを考えて、湖南省湘陰縣東境の山岳地帯を踏査したさいの報告の中から、まずつぎの部分を引きいた。

「田皆依山開墾、寸步皆山、工作極費人力、山地雖寬竹木亦茂、然只貧難。而有力自耕其業者便之、若買爲莊業則殊爲非（算）。そして「これは白鶴という洞（谷間）の頂き近くにある『任氏の莊』についてのべているもので、必ずしもすべての洞の田についてのべているわけではない。しかし多くの洞の田について、『梯田多而平壠太少』とか、『然地勢高寒、又不當墾、遇晴多雨少之年、可冀豐收、否則歉薄、不能及原額十之六七』、あるいは『田狹石多、乏米穀之利』などとその生産性の低いことを報告している。したがってこれらの山地では『（土地）の價值亦賤』であるけれども、もっぱら田租①小作米に寄生する土地所有は困難であつた」と。本文では

一々示さなかったが、左宗棠が三日間に調査した雙獅、白鶴、望埕、梓木、綠崖の「田業」のうち、①は雙獅全體の、②は梓木の「易氏」の田莊、③は冒頭、この地域の状況全體を總括した部分にある。他に、本文にはあげなかった梓木の楊氏と李氏の「莊」、また「白鶴中洞」についての記述があり、前者については、②の「易氏の莊」より「稍好」だが「然大段亦復相似」とある。李氏の莊および「白鶴の中洞」が相對的に―という意味は、全體として「田狹石多、乏米穀之利」と總括されている中での―という意味、それぞれ「李氏の莊」梯田三之一、壠田三之二、土脈頗肥、水源亦足、其業次未爲不優」、また「（白鶴中洞）地勢稍寬平、壠田多、水源充足、竹木極盛、足稱上業」として比較的生産性の高い「莊」であつた。西川氏はこのうち「李氏の莊」の部分を引き、私への批判を提起するのだが、これについては後述するとして、私は山間部における郷居地主の手作經營のありよう、農民との關係を検討する手掛かりとして、この李氏の莊における左宗棠の見聞記を使用した。すなわち、湖南でも郷紳とくに「舉人以上の上層部分は一般に郷居より城居する傾向にあつた」こと、郷居地主の場合は、この地方では平地でも「小作地」と「手作地」をあわせ經營していたことを、左宗棠の別の書簡にもとづいて記したのち、こう書いた。

「山村の郷居地主の場合も、小作地と手作地の兩部分に分けて經營していたことは、梓木洞の地主、李氏についての左宗棠の記述からうかがい得る。すなわち『近年所買小洞田租、省斛二十四石』とある部分と、つぎのように記されている部分がある。『次月勘李氏之田。時正收割。見婦女左持竹箕、右藏短籬、以拾秬爲名、竊穀爲實者累畧。及返店、則見其傾筐、比多較寡、易鹽菜雜事、欣欣而

去者蓋數十輩。』婦女數十輩もが收穫に動員され、彼女たちがささやかな『ぬすみ』をなす田は、李氏の小作人の小作地ではあり得ないだろう。またこの記述から手作地の規模がかなり大きなものであったことがうかがわれる。左宗棠が『自耕』にはよいが『田莊』『小作經營』は『殊に非となす』と判断した『貧難』は生産力の低い山地や邊境地帯では、平地に比して手作地に依存する度合が相對的に大きかったと思われる。崇陽縣の婦女について『宦家富室と雖も女紅を廢さず、中産の戸（郷居地主ないし自作上層と考えられる）は兼ねて織鋤、桔槔、軋板の勞に任ず』（同治『崇陽縣志』卷一疆域風土）とあることは、この間の消息を反映する」と。

ついで、この地域の全體的な農民の狀況（當然郷居地主との關係のあり方をふくむ）を總括する史料として『賀庶農あて書簡』から以下の部分を引いた。

「統計數洞之丁口、無慮數千。大約衣食寬裕者十不過一二。餘皆貧苦力作、或造紙爲業、或諸芋充糧。豐年猶須買穀、接荒凶歲於何取贖。我以二三千金之產、孤寄其間。所占田山幾何。所集佃力幾何。人地生疏、羽翼又少。設遇年荒物貴、即一二村愚、索餐強糶、猶足以困之。皇論其他乎。如果山中之人皆醇良而絕無奸惡、猶之可也。宗棠此行只盤桓數日、何知其俗之渚疵。然前至白鶴洞頂任氏之居、見堂中豎棍棒數器。問主人山中需此何爲。曰以防賊。問山中亦有賊乎。曰有之。次日宿梓木洞李氏對門之楊店。夜未半、見有探頭窺窗者。僕夫猛喝之、乃逸。觀此則山中風狗輩未能無也。」

そしてさきの李氏の見聞をふくめて、この記述から、私は「山村の壓倒的多數を占める貧農が、副業的な商品生産（この場合は紙）によって辛うじて飯米の不足分を補なっていること、凶年には彼ら

の郷居地主に對する『餐を索め、糶を強いる』という形態の所謂『搶米』が必至であり、現に凶年に非ざる調査當時にも、地主手作地の收穫の一部にせよ奪われざるを得ないこと、一言で言えば山村は彼が夢見たような淳風美俗の支配する牧歌的な土地ではなく、地主が『棍棒』を常備せざるを得ないほど、階級對立が激化していた『危險』地帯になっていたことをうかがうに足りよう」として、ここに湖南、湖北の抗糧暴動の深部の力を求めた。

以上の論旨にたいし、西川氏は以下の三點の批判を提起している。

第一點として、李氏の田は生産性が高く「むしろ平地の郷居地主に近い。その李氏の手作經營を、生産性の低い山間部の郷居地主のそれを代表するものとするのは問題であろう」と。

第二點は、さきにあげた「見婦女持左竹箕」以下の李氏の莊での見聞記に記されている數十人の婦女は、「收穫に動員されたのではなく、落ち穂拾いを許されて、その折、公認の落ち穂のはかに稻穂（收穫前のものか、收穫して積んであるものか、不明だが）をこっそり摘み取ったものであろう。それを店（おそらく李氏の經營する雜貨店であらう）で、日用品と交換したのである」と。

そして最後に總括的な批判として、「小島氏は、一つの假説を立てて、それに合わせて左宗棠の報告の斷片を切りつないでいるが、左宗棠の報告の全體をありのままに讀んで『山間部の郷居地主』の姿を再現するならば、小島氏の描いたものとは、かなり異った姿が浮び上ってくるように思われる」と書いている。

まず第一點については、たしかに李氏の田は、「白鶴中の洞」について相對的に生産性の高い土地で、その手作經營をもって、より

條件の悪い白鶴洞の「嶺」、白鶴と梓木の境にある任氏の莊や、梓木の易氏、楊氏のそれを代表させることはできない。私はそんなことは言っていない。他の郷居地主の手作地についての記録がないからこれをあげたにすぎない。相對的に條件の良い李氏にしてみれば、手作地を經營しているとしたら、より生産性の低い土地を所有する他の三氏は、もっと多く手作地に依存せざるを得ないだろう、と私は推定する。いかがであろうか。

第二點の史料解釋にかんしては、私の解釋に問題があることを認める。「時正收割」とあることと、一般に落ち穂拾いは「拾穂」と表現されること、「籼」には「早稻、一説にうるちの一種で、早熟する稻」（『大漢和辭典』）という意味しかなく、「拾」には「集める、収める」の意味もあることから、「早稻を集める」と解したのだが、これはやや無理な解釋で、氏が解したように「落穂拾い」と解する方が、より自然かもしれない。ただし、この地方における落穂拾いの名稱、またその慣行の具體的な内容が不明なので、私の舊解釋の可能性も若干は残しておきたい。しかしこれが李氏の小作地ではなく「手作地」の狀況を示すこと、「落ち穂拾い」にせよ、拾い且つ竊む婦女が「累累」たる土地というのは、それほど小規模な土地ではないと言ってもよいだろう。つぎに氏が、彼女たちが竊んだ穀を賣りに行く店を、かつこに入れて「おそらく李氏の經營する雜貨屋であろう」と書いているのは、まことに奇妙だ。竊まれた自分の田の穀を買いとるほど慈悲深い郷居地主の姿を思い描いているのだろうか？ それに私がさきにあげた總括的な文章の中で、左宗棠ははつきり「次日宿梓木洞李氏對門之楊店」と書き、この店に婦女數十人が竊んだ穀を賣りにきたことを書いている。いったい氏自身、

左宗棠の「報告全體をありのままに讀」んだのか、と言う疑問を呈したくなる。

第三點は全く承服し難い。私は左宗棠の踏査報告のかなめの部分、一般的傾向を示す部分を引きつつ、ここから言えるかぎりでの、この山村の農民、これと對をなして存在する郷居地主の存在形態、ここにおける階級對立の激化の狀況をのべたつもりである。西川氏が、單に舉足取りのな批判ではなく、これと「かなり異った郷居地主」、當然またこれと對をなす農民の「姿」を説得的に提示してくれるなら、また湖南、湖北の「生産性の低い、飯米の自給できない」ような山間部ないし邊境地帶で、何故あのように大規模な抗糧暴動が起ったかを、私とは別のやり方で説得的に提示してくれるなら、私は喜んで批判に服し、「二轉」でも「三轉」でもして、その說を受け容れるだろう。

次に大抗糧暴動が起った「地域では、自作ないし小作が……村落内で高い比重を占めていた」だろうという推定を裏づけるために、私が用いた一九三五年國民政府實業部中國經濟年鑑編輯委員會編『中國經濟年鑑（第二年）』の用い方、およびこれにかかわる湖北の松滋、湖南の澧州、石門にまたがる「窮國」の鬭争についての氏の批判について答える。

第一點として、氏は抗糧暴動のおこった「湖北省崇陽、通山、通城、嘉魚、廣濟、湖南省耒陽、安化のうち、統計の缺けている通山、耒陽を除く五縣についてみると……嘉魚以下三縣は、たしかに佃戸の比率が低く、自作・小小作の比率が高いといつてよいが、崇陽・通城の二縣については、小島氏の認めている通り、佃戸の比率は低くない。もっとも崇陽については、小島氏は調査方法に問題が

あったのではないかと、として除外しているが、假りに崇陽についても、この數字を認めるとすれば、明らかに自作・自小作の比率が高いのは、五縣中三縣にとどまる」と書いている。だが私は「民國元年」の崇陽についての數字は問題があるとして、むしろ民國20年以降の數字を取るべきだと考えて、これを自作、自小作の比重の高い縣に入れている。この『年鑑』は、一般に長江流域諸省では「小作、自小作の比重が年々増大している」と總括している。事實これは中國近代經濟史の通説、ないし常識だ。ところが崇陽の民國元年の佃戸の比率は45%で、民國20年28%、21年23%、22年22%と比べて異常に高い。これは湖北省全體の數字、ないし湖北の他の諸縣の數字と比べて異常であり、民國元年の數値の方に問題があると考えた方が自然だと思ふからだ。だが西川氏は何ら根據を示すことなく「假りに崇陽についても、この（民國元年の）數字を認めるとすれば」として、これを「自作・自小作」の比重の少ない方にくみいれている。これは統計の「恣意的利用」ではないのか。なお私は推定を補強するものとして、一八五〇年代に「民團」による大抗糧暴動の起った河南省封丘縣、江西省新喻縣、貴州省天柱縣の統計を省平均の數値と對比してあげておいたが、氏はこれには頷かぶりだ。

第二に、「減租、減息、反釐金、雇工の賃上げ」などの統一な要求をかがげて闘われた「窮團」の闘争にかんし、氏は「このようなく『階級的な』闘争が可能になったのは、『寄生的な土地所有の一般化、従つて村落が主として佃戸によつて構成されていた』からだ」と（小島は）いう。これは江浙デルタにおける通説をそのまま適用したものであり、『窮團の亂』の舞臺となつた湖南、湖北の諸縣に即して立證されたものではない」と書いている。

だが私は「このような『全く階級的』な闘争が可能になったのは、寄生地主的土地所有の一般化、従つて村落が主として佃戸によつて構成されていたからだ」などと粗雑かつ短絡的な言い方はしていない。原文はこうだ。

「一方澧州では、前年、後述する如く『減賦』と同時にもちこまれた『釐金』徴収に反對する暴動、具體的には釐金局の管理を委ねられた富紳數家に對する打ちこわしが行われ、これを機に地主勢力と貧農の對立が激化してきた。この釐金にたいする闘いは、恐らく全國的には最も早いものに屬すると思われる。これがこの地域の貧農によつて行われたのは決して偶然ではなく、それはまた抗租と深い內在的關連をもつていた。すでに紹介した如く、岳州や澧州における清初以來の根強い抗租傾向は、佃戸による副業的商品生産の展開と不可分であつた。澧州ではとくに桐油・漆がその代表的なものであつたらしい。彼らはこの副業收入によつて、米の饑餓販賣によつて失われた種もみ、ならびに飯米部分を再購入する。かくして彼らは米の販賣者、同時に購買者、また副業生産物の販賣者、そして恐らくは一部の生活資料や一部の生産手段の購買者として、深く商品流通市場と結ばれていた。それは一面商業資本、高利貸資本の張りめぐらす網にとらえられ、收奪される場であつたが、反面では、とも角その再生産を地主から自立して完結させることを可能にした。釐金は直接には流通の擔當者——商人に科されたが、當然、經濟的に弱い立場にある生産者——貧農の商品の買い叩き、一方では釐金部分の附加による購入商品の價格騰貴をつうじて民衆に轉嫁される。かくてそれは地主の法外な收租と同じく、貧農の副業によつて辛くも支えられていた再生産を防衛し、さらには『民富』形成——擴

大再生産への道を切り開こうとする要求に根ざすものとして、一つのものだった（事實の上でも反釐金闘争の指導者は「窮國」に参加している）。

この全く階級的な要求の實現をめざす組織が、太平天国の進出を機に上から奨励された『團練』に名をかりてつくられたのは、ひとつには猫の手も借りたい清朝の窮況につけこんだ組織者の智慧である。しかしそれはこの地域における地主制、とくに寄生的な土地所有の一般化、従って村落が主としては佃戸によって構成されていたという條件を抜きにしては考えられない」と。

みられるように直接生産者である佃戸が副業的商品生産、また米の販賣、購買などをつうじて商品流通市場と深く結ばれていたことに、「減租、減息、反釐金」という「この全く階級的な要求」が提起された理由を見、その實現をめざす組織が「團練」の形式を借りて作られた條件として、「寄生的な土地所有の一般化……」を推定したのだ。

氏はつぎにこの最後の點をとりあげて、「小島氏が抗糧闘争の背景を説明するにあたっては採用しながら、抗租闘争においては無視された『中國經濟年鑑』の統計（この前の部分で民國元年の佃戸の比率として、澧州40%、石門20%の數字をあげ、私がこれをあげなかったことにたいし、『恣意的な利用はつしむべきだ』と批判している）から見る限り、この地域について『寄生的な土地所有の一般化』という前提は成立しない」と断定している。

たしかに私はさきの想定を『中國經濟年鑑』の統計にあたって確かめる手續きをとらなかった。これは大きな錯誤であったことを承認する。自説には不利だから「恣意的」にあげなかったのではな

い（抗糧暴動の條件について、自説には不利な通城の數字をあげ、これをどう考えるかを附記していることから、明らかだろう）。

先入感にとらわれていたため見ようとしなかったのだ。澧州は岳州とともに、洞庭湖周邊の産米地、湖南の基本經濟地帯に屬するとされ、乾隆初年の地主・佃戸關係についての貴重な史料を収める『湖南省例成案』において、すでに、「抗租」「窮種」の風が問題視されていたところだ（故重田徳氏『清代社會經濟史研究』所收「清初における湖南の地主制について」）。私は抗糧暴動地域の土地所有關係をみるために『經濟年鑑』をみたさい、洞庭湖周邊の産米地帯である常德府桃源縣や岳州府平江縣、また長沙府醴陵縣などの佃戸の比率が70%以上に達していることを見て安心してしまい、澧州や松滋、石門について確かめる手續きを怠ってしまった。先入観というものがいかに危険であるかを、これはよく教えてくれた。自戒の糧にしたいと思う。もしこれを見ていたら、松滋縣に始まった「忠義團」＝「窮國」の抗租闘争が澧州に擴げられて、「典を勒して息を減じ、田主を勒して租を減じ、雇工の工價を動増せん」という、より包括的多面的な要求をもつ闘争に發展していった過程を、もっと細かく各地域の條件に則して検討しようとする少くとも問題意識をもち得ただろう（史料の制約があるから、現實にやれたかどうかは自信がないが）。

だが、だからといって、西川氏のように、「この窮國の闘争がひろがった地域では、『寄生的な土地所有の一般化』という前提は成立しない」と断定することはできない。

第一に地形や地質、水利の條件などが比較的均質な「縣」については、當該縣でおこった闘争の基礎條件を検討するのに、縣全體の

一般的な統計を用いても餘り誤差は生じないだろう。だがすでに『桂平縣志』で見たように前記諸條件が多分に不均質な地域からなる「縣」では、縣全體の統計だけではどうしようもない。佃戸が壓倒的多數を占めた桂平縣の「山居」の地域で、抗糧鬭爭が大規模に起ること、逆に自作農が壓倒的な「陸居」の地域で、抗租鬭爭が大規模且つ組織的に鬭われることは、あり得ない（その意味では、抗糧暴動にかんして『中國經濟年鑑』の統計を使用した場合にも、まずこの點を各縣について検討すべきだったと思う）。松滋、澧州、石門について地形圖を見ると、松滋の大半と澧州の東部は0～50メートルの平地だが、西にいくにつれてしだいに高くなり、澧州の西にある石門、とくにその西部はすでに相當高い山地になっている。『駱文忠公奏議』卷七、「澧州、石門奸民滋事剽捕完竣摺」によれば澧州西北部、松滋南西部、石門東部にかけて、燕子山なる山が、「數十里に亘つて」三縣の間に介在し、「洞壑幽深、路徑險難」であつたという。この地形を考えると、三縣ひっくりくるめて、土地生産性の高い産米地とすること、とくに石門をそらみることは非現實的だ。（同治『石門縣志』卷三風俗にはこう書かれている。「農有恒產者自食其力無憂凍餒。貧者佃田耕種、償業戶租、以所餘供俯仰。穫稻後種雜糧。凡山頭地角有可藝、無不用力、開闢以期有獲」と。）石門では、そして恐らくは澧州西北部の山間部でも「寄生的な土地所有の一般化」という前提はたしかに成立しないだろう。だが、本文で私が引いた同治『直隸澧州志』卷一九、ならびに同治『松滋縣志』卷六武備志によれば、「團練」（＝「忠義團」）に名を借りて、「窮團」をつくつたのは、松滋縣の佃農彭正科であり、彼はこれを抗租鬭爭の組織とし、松滋東部の公安縣境一帯で反地主鬭爭を展開

した。これが白蓮教徒鄧正雷をつうじて澧州西北部、ついで澧州いったいに擴げられていくという経過をたどっている。（ただ駱秉章は、さきの奏議の中で、澧州の「公正紳團、固皆兢兢守法相庇以安、而貪狼兇戾之徒、則好勇疾貧、往往恃衆逞強、肆行無忌」として、これらによる澧州東部の津市での釐金局の打ちこわしについてのべているが、「窮團」については、澧州西北の燕子山、牙前寺、櫻桃岡の各「匪」首が彭正科と窮團、一名忠義團をつくつたといひ、必ずしも彭正科のイニシヤチブで忠義團＝窮團が作られたとはいっていない）私はこの松滋、澧州の動きから「村落が主としては佃戸によつて構成された」という條件を推定したのだが、このうち松滋の佃戸、自小作、自作の比率を示す統計は缺けている。また澧州の地域によるちがひも不明である。そうであるのにどうして澧州と石門の統計だけで、「この地域（私の文脈からすれば「團練」を借りて「窮團」が作られた地域）について『寄生的な土地所有の一般化』という前提は成立しない」と斷定できるだろうか。

なお駱秉章によると、「窮團」の鬭爭の主な舞臺は松滋、公安（松滋の東側）の交界の各村莊と澧州で、石門の参加者は澧州の燕子山の「匪」首陳正卯がこの山に根據地を築き、「險を恃んで抗拒」したさい、「石門匪首陳緒儒、賈澤桂等、亦糾匪數百、將由櫻桃岡出澧州王家山、相爲特角」という形態でこの鬭いに加わり、石門自體では鬭爭は發展しなかつたようだ。「縣志」にも「窮團」についてのくわしい記録がない。

つぎに「太平天国と農民」の項について、氏は「抗糧・抗租・搶米など、在地の農民の諸鬭爭が、それ自體としては『流賊』的な太平天国に實質的な内容を与えている、というのが小島氏の基本的な

捉え方であるが」と、私から見ると、甚だ不本意で、一面的な要約を試みたのち、「小島氏の研究によれば、これらの諸鬭争と太平天国が直接結びついた例は未だ見出せず、ただ抗糧暴動についてののみ、呼應する動きのあったことが明らかにされたにとどまっている」と書いている。前段については後述するとして、後段の文章は何とも奇怪な文章だ。「これらの諸鬭争と太平天国が直接結びついた例は未だ見出せず」という場合の「これらの諸鬭争」には文脈からして當然「抗糧暴動」をふくむはずだ。そうしておいて「ただ抗糧暴動についてののみ、呼應する動きのあったことが明らかにされたにとどまっている」とのべる含意は何か。讀者は、當時の中國社會の諸矛盾の集中的表現として、多様な要求と形態で闘われた諸鬭争——私はこれらにあらわれた中國社會の諸矛盾、また外國資本主義の侵略に太平天国がどう對應したのか、これとどう相互にかかわったのか、ということを中心にして、舉兵以後の太平天国運動の歴史的性格や意義を考えようとしたのだ——と、太平天国とは餘り關係がなかった、という全體的印象をもつにちがいない。又そういう印象を与えるために、こういう表現を西川氏が敢てしたと考えるはかない。私は一八四二年の抗糧暴動以來、しつようにたたかいつづけた湖北の崇陽、通城、通山、廣濟の農民が一八五三年「三年租賦を免ず」というスローガンをかかげて、この地方に進出してきた太平軍に鼓舞されて、「太平天徳都督大元帥」または「太平天国殿前都督大元帥」などの旗號をかかげて起ち上り、のち太平軍がこの地に入った時には「湖北義民の賊に従う者、興國、崇陽、通城、通山、大治、廣濟、黃梅、最も多し」（胡林翼）とか、「賊匪（太平軍）復た湖北を取る。なお未だ克せざるなり。崇陽・通山・通城・蒲圻の亂

民、三、四萬隊を結んで迎降し、之がために盡力す」（汪士鐸）とされるように、たんに「呼應する動き」ではなく、直接加わって、すなわち「直接結びついて」、太平軍の力の強固な源泉になったことを、力をこめて書いている（二三頁—一四頁）。また寶慶府の搶米、阻米鬭争についても、これを鎮壓するために江忠源らが組織した楚勇が、曾國藩が組織した湘勇とともに、湖南、湖北の抗糧暴動その他の農民暴動の鎮壓、ついで太平天国鎮壓の第一線に立ったこと、他方、この地方の農民は、一八五二年太平軍の湖南進出に呼應して、「歲饑に會し、郡（寶慶府）境の奸民米の出境を阻するに藉りて以て會匪に勾結す」という動きを示したことを記した。これは搶米鬭争をたたかった農民が直接太平軍と結びついたものではない（太平軍は、この時この地には入ってこなかった）にせよ、太平軍に鼓舞され、「呼應」しようとした事實を示す。またこれは當時の中國社會の諸勢力の對抗關係の中で、兩者がともに反鄉紳地主の陣列に位置したことを、間接的に示す。抗租鬭争にかんしても、ききにのべた窮國が、「遙かに賊（太平天国）の聲援をなさん」と志したこと（本文では書き落したが、この鬭争に先立つ一八五四年に、「長髮之黨偽號三王子」なるものが「衆萬人」をもつて松滋の西北に位置する宜昌城を陥し入れ、ついで松滋に入っている。この宜昌の失陥を機に、その周邊は「所在群盜蜂起、白晝橫行、莫敢誰何」という無政府状態に陥った。「窮國」の鬭いは、太平軍の進出にともなう、このような清朝支配體制の弱體化、動搖についておこったものといえるだろう（同治『松滋縣志』卷三參照）、さらにまた私は江西省湖口についての在地史料『備志紀年』を引いて、太平軍の進出を機に組織的な抗租運動が展開したことをしる

し、今後この地方でも史料の發掘が進めば、「この點をより豊富に検討することが可能となろう」と書いた。しかるに、氏は「抗糧暴動」についてのみ呼應する動きのあったことが明らかにされたにとどまる」と書く。讀まなかつたのか、それとも自分の論旨に不都合なので恣意的に無視したのか、明らかにされたい。また「江浙地方における抗租暴動と太平天国」についても、太平軍の南京建都、小刀會の上海占領、一八六〇年以後の太平軍の進出―清朝の地方支配體制の崩壊を機に爆發的に起つたこの地域の抗租鬭争、これと太平天国との關係についての私の記述には一言もふれない。そして江浙デルタにおける地主民團についての、「大地主または大商人、高利貸、官僚としてのかれらの富、ならびにかれに集中された富の對極に形成された廣大な無産遊民層の存在が、かかる傭兵部隊の形成を可能にした」という拙文にたいし、「たとえば、上帝會の發祥地廣西省の『無所有の貧農、貧民』と、この『無産遊民層』との相違點についてはふれられていない」などと書いている。「無産遊民層」と「無所有の貧農」とはことなつた概念だ。また前者は一般に「貧民」ではあるが「貧民」イコール「無産遊民層」ではない。どうしてこういう文章が突如出てくるのか、全く理解に苦しむ。しかしいでに書いておくと、私は前出「太平天国と農民(出)」の中で、それぞれ「至貧なる者東主に如くなく、至苦なる者また東主に如くなし」(「天情道理書」)ならびに「山隅に僻處し、自ら耕して食し、自ら蠶して衣す」(同上)と記されている楊秀清と蕭朝貴について、つぎのように書いている。「兩者は本質的には貧農であり、また薪炭、藍(傳説では蕭朝貴はこれを種えて賣つていたという)などの販賣をつうじて市場とつながりを持ち、これをつうじて『四方の豪

傑に交を結ぶ』機會をもち得たものと思われる。とくに楊秀清は『識字多なし、奸譎異常』(《賊情彙纂卷一》)とか、『性機警、權智を用うるを喜ぶ』(《簡又文『太平天国全史』所引『桂平縣志』)とか、『心計奸深し』(《粵寇起事紀實》)などとするされているように、組織者にふさわしい智略の人だつた」(五二頁)と。そしてこれにつづけて、楊への「天父下凡」の意義を論じ、結論として「このような諸點から判斷して、拜上帝教の中にふくまれている革命的要素をくみあげ、これを現實の革命運動にまで發展させる上で、楊秀清の果した役割は非常に大きかつたと、私は思う」とのべた。この點に限って言えば、今でも同じ考えだ。ただ楊や蕭にみられる貧農の階級的資格だけでは、上帝教が何故、紫荆山中を耕すかれらのみならず、桂平、貴縣、博白、陸川、また廣東省信宜縣などの、かなり廣い範圍にわたつて、主に、客家の農民や鑛夫に受容され、強固に團結した上帝會という組織が作られ得たのか、という疑問を解き得ないと考えるようになった。(さきのべた楊や蕭にみられる貧農の階級的資格だけなら、廣西の非客家の農民や、廣東の貧農についても、かなりの範圍で、共通性を指摘できるだろう)。そこでこの地において、後來の少數移住者として刻苦して生きなければならなかつた客家の集團としての差別された、ないし疎外された地位に着目するようになった。このてんに西川氏との大きな見解のちがひがあると思われるので、これについてはいずれ再論することにした。

(2) つぎに「マルクスの『太平天国』論」について、氏は「マルクスの中國社會についての停滯論的認識は本質的には一貫して變らず、否定的な『太平天国』像は、この『化石社會』論の所産だっ

た、とのべ、通説的見解を再確認したもの」と私の論旨を要約し、所感を書いている。原文を讀んでいただければ理解してもらえらと思うが、私は「評論、一八五〇年—二月」における、来るべき、あるいは現に進行中とマルクスが考えた中國の動亂についての、極めて樂觀的且つ高い評價が、一八六二年に書いた論文「中國問題」では、太平天国について全く否定的な評價に逆轉してしまつたのは何故か、という問題を、この間にマルクスが中國やアジア社會について書いた諸論文に則して検討したのだ。一八五〇年前後のマルクスは「停滯論的認識」を明確にもつていたわけではなく、むしろイギリスを始めとする資本制商品が急激に中國の舊經濟構造を破壊するだろうし、現にすでにしているという認識をもつていた。これにもとづいて来るべき中國革命に「自由、平等、博愛」の共和國の實現を展望した。「停滯論」的認識は、一八五三年五月—六月にかけてのマルクスとエンゲルスの往復書簡に提示された「アジア社會論」の中で始めて提示されたのだ。そしてイギリス資本制商品が、南京條約が締結されたにもかかわらず、何故中國市場で豫期されたほど賣れないのか、という問題を中國社會の構造そのものの分析と結びつけて検討した「ミッチェル・レポート」を讀んでのちも、この認識は變らなかつた（このレポートそのものについては、精密で説得力のある分析をされている田中正俊氏が、これがマルクスの「停滯論的」中國社會認識を變化させたとのべている主張に對置して、この點を私はのべた）。そしてこれが「中國問題」における太平天国への否定的評價をうんだ、とのべたのだ。「本質的には一貫して變らず」などと、粗雑に要約されるのは甚だ困る。さらに不勉強のせいか、マルクスの太平天国論の中で、最大の問題性をは

らんでいる一八六二年の「中國問題」について、正面から論じたものは、田中正俊氏の論文を除いて、私は見たことがない。私ののべたことが「通説的見解」だとは全く知らなかつた。具體的にどういう人が、どこに、どういふものを書いているのか、是非教えていただきたい。

ここまで書いただけで、與えられた紙面をすでにかなり越えてしまった。残った問題、「中國近代史研究の視點と方法」についての疑問や、とくにかんじんの(一)上帝教の特質とこれが地上の革命に結びつく契機について、私がこれまでどう捉えてきたか、その變化は何によるかという問題、また(二)上帝教、上帝會と廣西客家の關係にかんする問題（これについては本書所收の論文のほかに拙稿「太平天国における宗教—偶像破壊運動の意味を中心に—」史學研究會第十回大會公開講演要旨）日本女子大史學研究會「史艸」第13號、一九七二年所收参照。なおここで私は、後れて移住してきた客家の農民が、少數ずつ分散して既存の村落共同體に居住し、共同體の秩序から排除されていたであろうこと、これが傳統的な「社稷」のまつりや偶像崇拜に對立し、これを否定する上帝教に結集して「信徒共同體」として傳統的共同體に對立する一つの契機となるのではないかとのべた。この論旨を本書所收の第一部第二章にくみこみそこなつたのは大きなミスだったと考えている。そして最後に(三)南京建都以後の太平天国政權の階級的性格をどう規定するのか、あるいはこれを規定することを、當面そもそも重要な問題だと考えるのか、どうか、という問題が残されてしまった。最後の問題にかんしてだけ一言すれば、當面私はこれを規定することを重要とは考

えていない。大體どう規定してもこれに矛盾する、あるいはハミだしてしまふ事態に否應なく直面させられてしまふ。前近代の農民戦争をつうじて、全國的な「革命政權」(既存の政權に對立し、且つ既存の社會體制、人間關係を變革しようとする志向をもった政權という意味で、當面私はこれを使つており、農民革命政權という名稱を使つていない)が樹立された、という事例は世界史上ない。それはさけ難く古い王朝的形式をとる。また農民自身の政權と規定することをためらわせる諸側面をもつ。しかし逆に例えは中國の孫祚民氏が建都以後の郷官の階級成分や地主的土地所有を承認した土地政策などについて、豊富な(しかし氏の立論に都合のよい史料を重點的に集め、これと反對の事例は例外として輕視している)史料をあげ、かつマルクスが「ブリュメール十八日」でのべた孤立分散的な小農民と政治權力の關係についての、極めてスッキリした理論上の理解に基いて、建都直後から、地主の封建政權だと規定すると(孫氏はマルクスのここでの理論にもとづいて、そもそも前近代では農民政權はあり得ぬと主張している。これは西歐のかんりのマルクス

主義史家の見解でもある)、運動のじつさいの動きの中には、これと矛盾する事態が明白に見出だされる。西川氏の一八五三年—五六年—農民革命政權、五六年以後—漢族地主の反外國資本主義の改良主義的政權という規定にしても、それを裏附けるためにもつてきた史料と矛盾する史料を提示すること、あるいは河鱸氏が西川説に對して提起している史料解釋上の問題性を指摘することは容易だ。こういう事實と、理論上の問題の未解決を考慮するなら、安易に政權の階級的性格について規定する前に、古い王朝的形態をとつたにせよ、また農民の上に支配者として臨むありようをさけ難く示したにせよ、「革命」政權が樹立されたという新しい條件の下で、その政策や現實の動きをつうじて、中國の民衆の解放がどこまで進められたのか、あるいは制約されたのか、ということを複雑且つ矛盾した事實を直視しつつ検討していくこと、それをつうじてこの運動の歴史的な役割と、この政權の歴史的な性格をうかび上らせていくことが、當面もっとも重要な課題だと私は考えている。